

●マイナンバーカードを持っていない、または、マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録はしていない方…「資格確認書」(従来の保険証と同様のカード型)

資格確認書(70歳未満の方)

埼玉県	有効期限	令和 7年 7月31日
国民健康保険		
資格確認書		
記号 埼新	番号 1 2 3 4 5 6 7 (枝番) 0 1	
氏 名	新座 太郎	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 ○
適用開始年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主氏名	新座 太郎	
住 所	新座市〇〇〇丁目〇番〇号	
保険者番号	1 1 0 3 0 4	交付者名 新座市 印 ©新座市 2010

●70歳未満の方の一部負担金の割合は、3割です。ただし、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の方は、2割となります。

●一部負担金の割合の記載はありません。

●次回の一斉更新(令和7年7月31日)までに70歳になられる方の有効期限は誕生月の月末(1日生まれの方は誕生日前月の月末)です。新しい資格確認書は改めて送付します。

資格確認書(70歳～74歳の方)

埼玉県	有効期限	令和 7年 7月31日
国民健康保険		
資格確認書	発効期日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
記号 埼新	番号 1 2 3 4 5 6 7 (枝番) 0 1	
氏 名	新座 太郎	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 ○
適用開始年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日	負担割合 ○割
交付年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主氏名	新座 太郎	
住 所	新座市〇〇〇丁目〇番〇号	
保険者番号	1 1 0 3 0 4	交付者名 新座市 印 ©新座市 2010

●高齢受給者証と一体化しており、発効期日と一部負担金の割合が印字されています。

●70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)以後対象となります。

●次回の一斉更新(令和7年7月31日)までに75歳になられる方の有効期限は誕生日の前日です。